

逗子市池子接收地返還促進市民協議会

令和6年度第3回役員会会議録

日 時	2025年(令和7年)1月20日(月) 18:10~19:00
場 所	市役所4階 全員協議会室
出席委員	匂坂会長、山口副会長、平井委員、石井(伸)委員、石井(達)委員、高橋委員、宮川委員、内田委員、岸原委員、石原委員、菊池委員、鈴木委員、丸山委員、清水委員、齋藤(直)委員、長沢委員、矢野委員、里見委員 (オンライン出席者) 齋藤(由)委員、棚沢委員
事務局	仁科経営企画部長、米山経営企画部参事(秘書・基地対策担当)、山本基地対策課副主幹、増田基地対策課主事補、基地対策課 城崎
傍聴者	なし
議 題	1 令和6年度国への要請活動について 2 令和7年度研修会案について 3 その他
配付資料	会議次第 資料①-1 令和6年度要請文「池子接收地(池子住宅地区及び海軍補助施設)の返還に関する要請書」(案) 資料①-2 令和6年度要請文「池子接收地(池子住宅地区及び海軍補助施設)の返還に関する要請書」(案)【見え消し版】 資料② 令和7年度研修会開催計画(案) 資料③ 逗子市池子接收地返還促進市民協議会役員名簿 令和6年度第2回役員会会議録

**開 会**

事務局： 皆様、こんばんは。定刻となりましたので、ただ今から令和6年度逗子市池子接收地返還促進市民協議会第3回役員会を開催させていただきます。

本日は現時点で19名の委員の出席をいただいております。半数以上の委員が出席していらっしゃいますので、会則第10条第2項により本会議は成立しております。

また、本日は齋藤(由)委員、棚沢委員にはオンラインでご参加いただいておりますので、ご発言がある際には挙手ボタンでお知らせいただければと思います。

事務局： 続きまして、前回の役員会の時より変わられた委員さんがいらっしゃいますのでご紹介させていただきます。

《池子小学校区住民自治協議会 齋藤由佳委員(オンライン出席)、逗子葉山青年会議所 鈴木太郎委員ご紹介》

逗子市商工会事業所の石黒雄士委員は、本日はご都合により欠席されています。

事務局： 次に、配付資料の確認をさせていただきます。(確認後)配付漏れはございませんでしょうか。

それでは、以降の進行につきましては、匂坂会長にお願いいたします。

会 長： 皆様、こんばんは。本日はお忙しい中、逗子市池子接收地返還促進市民協議会の令

和6年度第3回役員会にご出席をいただき、ありがとうございます。

本日は、例年当協議会が実施しております、国等への要請活動について要請案のご審議をいただきます。

皆様の忌憚のないご意見等をいただきますよう、また、会議が円滑に運営できますよう、皆様のご協力をお願い申し上げます。

会 長： それでは、議題に入る前に、前回10月22日に開催した第2回役員会以降の動きにつきまして、事務局から報告をお願いします。

事務局： それでは二点ございます。一点目は、米兵の傷害事件の関係で、11月22日に米海軍横須賀基地司令部の民事部長が来庁されました。令和4年7月9日の夜、新宿2丁目において発生した傷害事件について、在日米海軍法務部長フリン中佐ほか、米軍関係者が、その日（11月22日）の午前中に被害者及び代理人弁護士を訪問し、被害者の方に対して心からのお詫びと、再発防止に向け全力を尽くすことを伝えたという報告を受けております。また今回の件について、市に対してもご迷惑、ご心配をおかけしたことへのお詫びの言葉がございました。これは市長が受けておりました、市長からは、改めて厳正なる綱紀粛正と事件の再発防止、また被害者への必要な救済措置に取り組むよう要請しております。

もう一点は、皆様方にもメール、電話等でお知らせしておりますが、11月29日に南関東防衛局の末富局長が来庁され、逗葉地域医療センター・逗子市保健センターへの進入路が、翌11月30日に米側から国へ返還される旨の通知をいただいております。こちらも市長がお受けしております。そしてこの進入路につきましては、12月1日付で国から逗子市へ譲与されました。皆様方の継続した活動も一助になっていると思います。米軍施設が存在する本市にとって、長い間待ち望んでいた一部返還ということで、昭和53年12月に第一運動公園のすぐ横にありましたマイクロ通信施設の跡地が返還されて以来、46年ぶりの返還ということになりました。以上でございます。

会 長： ありがとうございます。それでは、議事に移ります。議題1「令和6年度国への要請活動について」を議題といたします。事務局より説明してください。

事務局： これから実施を予定しております国への要請活動における要請書案について、ご説明いたします。

資料①令和6年度要請書「池子接收地（池子住宅地区及び海軍補助施設）の返還に関する要請書」（案）をご覧ください。資料①-1と資料①-2がございますが、資料①-2の見え消し版をもとにご説明させていただきます。要請書につきましては、昨年度に構成等の整理を行っておりますので、今年度は時点修正のみを行っております。

上から順に説明して参ります。まず時候の挨拶を修正しました。次に4段落目、「1996年（平成8年）の米軍家族住宅入居開始から27年が経過し、」の27年を28

年に修正しました。中段の「そして」から始まる段落ですが、先ほども申し上げましたとおり、逗葉地域医療センター等への進入路部分が昨年 11 月に返還されましたので、昨年度までは「返還の合意がされた」との記述になっていましたが、こちらを「2024 年（令和 6 年）には、逗葉地域医療センター等の複合施設進入路部分が返還され、」と修正いたしました。続きまして要請事項の項番 1 についてですが、こちらも、逗葉地域医療センター等への進入路部分が返還されたことに伴い、「2024 年（令和 6 年）には、逗葉地域医療センター等の複合施設進入路部分が返還されたが、この返還が、約 40 ヘクタールの早期返還、そして池子接收地の全面返還への確実な道筋となること。」と修正しております。続いて項番 8、2022 年（令和 4 年）7 月に発生した米軍人による傷害事件が終結したことに伴いまして、「夏期の逗子海岸については、2022 年（令和 4 年）7 月に米軍人による傷害事件が発生し、昨年 9 月に刑事裁判が終結し、刑が確定したが、未だ被害者への賠償はされていない。」と修正しております。

要請書案については以上です。皆様にご意見をいただければと思います。

会 長： それでは、要請書案に対するご意見等がありましたら、お願いいたします。

はい、宮川委員どうぞ。

宮川委員： 宮川でございます。見え消し版でご説明いただきましたが、裏面の 8 項ですね。

「昨年 9 月に」と書いてあるところですが、それまでは全て年号で書かれているので、ここは書き方を合わせて「2024 年に」としたほうがわかりやすいかなと思ったのが一点。同様の箇所ですが、先ほど報告をいただきましたように、米海軍から謝罪を受けたということがせつかくありますので、それは入れないのでしょうかという疑問です。せつかく先に進んだのですから、「被害者への賠償はされていない」というよりも、「謝罪がされましたがさらに、」というような、より先に進めるような書き方のほうがよろしいのではないかと。二つ目は意見で、一つ目は修正です。この二点をお願いします。

会 長： はい、事務局お願いします。

事務局： そうですね。刑事裁判の刑が確定しましたが、まだ民事裁判は続いておりますので、そちらが確定してから損害賠償、というように進んでいくのかなと思います。先ほどご報告した通り、米軍としてはいったん謝罪をしているということですので、それを事実としてプラスアルファで載せるようご意見をいただきましたので、そのようにさせていただきますと思います。年号については、ご指摘の通り修正いたします。

宮川委員： ありがとうございます。

会 長： 他に何かございますか。はい、里見さん。

里見委員： この要請書の 2 項について、私はこの文章を昨年も反対いたしました。しかしながら、字句修正を求めなかった。昨年も言いましたけれど、今年も字句修正を求める

ことはいたしません。これは、私が委員になる前にこの文章に変えられており、協議会全会一致だろうと思いますので。ただ、私が常々思っておりますのは、全面返還というのは、旧軍港市転換法に基づいた国の国有地の全面返還で、これを無償で行うこと。それによって、苦難を浴びてきたこの逗子市の歴史、事業再生を求めた将来の逗子のためになる。この法律というのは、その骨格であると私は信じて疑わないところです。現に、隣の横須賀市はご案内のとおり、昭和20年9月の終戦時には、24万人の人口に減りました。それが、旧軍港市転換法による事業再生で、横山和夫市長の時には43万人まで回復をしているわけです。今日まで、多くの識者や学者から、旧軍港市転換法によって、四つの都市がこれほど再生されたことが認められているわけです。この特別立法の法律の果たしている役割は非常に大きいと思っております。現に逗子町は、昭和25年6月28日には適用されていたわけです。したがって、私は未だにその時の町民市民として、これは疑いようのない事実だと思っております。もう一つは、住宅建設が三者合意したときの合意文を見て参りますと、あのとき国は、返還は無理ですと。当然、これから住宅地を造るわけですから。しかし、協議は継続して参りましょうとうたっているわけです。この要望書の中でも、今日まで、国は「返還は困難である。しかし、協議は続けましょう。」と。私は決して、窓口は閉まっていないと思っております。そういう意味では、この協議会の中で、今では私は少数意見だろうと思えますけれども、やはり軍転法によった無償による返還が筋であろうと。

このような市民がこの委員の中にいたという事実は、ぜひ議事録に残していただきたいと思っております。したがって、この字句の修正を求めません。以上でございます。

会 長： ありがとうございます。他にご意見、ご質問はございませんか。

はい、丸山さんお願いします。

丸山委員： 質問ですが、医療センターの進入路の返還に際しての費用というのは、かかったのでしょうか。

会 長： 事務局、お願いします。

事務局： 土地の費用であるとか、そういったものは道路法に基づきまして一切かかっていません。ただ、実際の返還に当たり、米軍とのいろいろな条件の中で、例えば医療センターの前にペイントを施すとか、電気の付け替えをすとか、そういったところで数十万円、百万円近かったと思えますけれども、若干かかっています。ただ、返還に当たっての、俗に言う土地の費用とか、そういったものは一切かかっておりません。

丸山委員： 今の里見さんのお話で、国有地として返還されたものが、さらに市に返還された、ということだと思いますので、国有財産の払い下げという形になったのかなと思ったのですが、そうではないですか。

事務局： はい、そういうことです。国有財産法の中でも道路に関しては無償という形になっております。今回、財務省の話を聞きますと、道路法上の譲与という形にはなっているようです。いずれにしても国有財産法としても無償になっておりますし、軍転法とは関係がなく、普通の法律に基づいて無償で譲与されました。いったん、11月30日に米側から国に返還されて、翌日の12月1日に国から市へ譲与されたという流れになっております。

会 長： 他にご質問がありますでしょうか。斎藤(直)さん、お願いします。

斎藤(直)委員： 皆さんの話を聞いていて、確認というか、お聞きしたいのですけれども、この2項に「困難であるとの見解が示されていることから」と書かれていますが、この主語はどこになりますか。国ですか、防衛庁でしょうか。困難であるとの見解をどこが示していると理解すればいいのか、お聞きできればと思います。

会 長： 事務局、お願いします。

事務局： はい。示されているのは我々で、示しているのは、毎年要望に行っている防衛省です。ただし、確か財務省の見解として記載されていたと思います。

斎藤(直)委員： ありがとうございます。財務省の見解ということなのですね。今の段階では無理だということですが、昔から言っているその法律がもし変われば、現実には難しいとしても、形としては残っていると理解してもいいのでしょうか。要は、法律は変わる場合があるので、一般論としてあり得ると理解していいのでしょうか。

事務局： そうですね。一般論として法律が変わればということはあるかもしれませんが、この法律が施行されてすでに数十年経っていること。今からその法律の改正はなかなか難しいということ。以上のことから、見解として国から示されているということかと思えます。

斎藤(直)委員： ありがとうございます。

会 長： 里見さん、どうぞ。

里見委員： 補足になります。ご覧になったかと思いますが、1月16日の朝刊に、池子の森の横浜市分の返還要請について、金沢区六浦の住民協議会（正式名称：池子（横浜市分）接收地返還促進金沢区民協議会）の人たちの要請文がプレスリリースされました。私は横浜市はやり方が上手いなと感心をしたのですが、その日にもうネットで見られるのですね。報道各社へ送った、いわゆるプレスリリースした文です。六浦バイパスの横浜市分のあのエリア。遊休地になっていると思いますが、これも六浦の人たちが昭和47年からやっているわけで、昨年も質問をしましたが、こういった池子の森一体型のリンクができないのかということ。それから、新聞で見た要請文も、要請先のトップが外務大臣なのですね。外務大臣、防衛大臣、そして南関東防衛局長ということになっていて、やはり横浜市のやり方は上手いなと感心しているわけです。そういう意味で逗子市は非常に地味に、地味ということは決して悪いことではないで

すけれども、コツコツと地味にやっていて、もっと宣伝をすればいいでしょうか。世に知らしめる工夫ということも必要なかなと思いましたので、ちょっと余分なことですけれども、発言させていただきました。

会 長： 他にご意見はありませんか。菊池さん、どうぞ。

菊池委員： 要請文の3項、共同使用のところですが、ここ何年か毎回申し上げているのですが、現実には、逗子市民は施設の利用に非常に不自由がある。共同使用は、平等だとは思っていませんが、米軍が予約をして、使わないところを使わせてやっているのだと。ちょっと言葉が悪いですが、そういう実情が非常に多いです。だいたいいつも、秋口の11月から12月ぐらいに翌年度の使用の調整を、基地対策課と米軍でしていただきます。行事ごとの予約を入れていただくのですが、10月に逗子市民まつり、それから逗子アートフェスティバル、これは市と共催になる市内でも大きなイベントの二つです。その日程調整で、9月の終わりから11月の頭まで幅を見てお願いしたところ、週末に二つだけ日程をいただきましたが、ここしか出せないという言い方をされました。実際、二つの行事ですから、10月の第2週、第3週ということで、そこでやればいいじゃないかと言われればそれまでですが、市内のいろんな行事の調整上、実は10月のこの週でやりたいというところがあったのですが全く取れなかった。かつ、本来10月にやる行事を、9月の終わりから11月まで幅を見てお願いしても全然取れないということで、本当に米軍が先に予定を入れて、空いているところしか使わせてもらえないという実情があります。私もいろいろな団体でいろいろな行事をやっていて、どうしてもその壁に当たることが多く、昨年もお願いしましたが、もう少しこの点を強くお願いできないでしょうか。例えば、運動施設ですので一コマが2時間。米軍が一コマ入れていると、下手するとその日はもう半日使えないとか、一日使えないとか、はっきり言えば理不尽。我々日本人からすると、理不尽じゃないかなと思われる現場の運用があります。もう少しなんとかならないか。もうちょっと強い表現ができないか。具体的に書かなければダメでしょうか、という意見です。

会 長： 他にご意見ありませんか。はい、矢野さんお願いします。

矢野委員： 要請書の前文にもある「40ヘクタール」という表記ですが、自然公園ということですね。ここは柏原地区ということですか。

事務局： 40ヘクタールのうち、トンネルより先と言うのでしょうか。池子川から見るとトンネルから先のところが久木地区になりますが、そこがいわゆる柏原という所だと認識しています。

矢野委員： 40ヘクタールというのは、運動公園も含めて全体が40ヘクタールということでしょうか。

事務局： そうですね。400メートルトラックであるとか、その辺も含めて全部で40ヘクター

ルです。

矢野委員： 我々としては全面返還を達成することが目的だと思いますが、現実には、この40ヘクタールの返還を目指していくことが、これから強く活動することになるかと思えます。その40ヘクタールのうちの柏原地区、これが現に存在しており、歴史的にもここが接収されていたわけですから、返還を勝ち取るという意味内容は大きいと思っています。新委員として紹介されました（お祖父様が柏原にゆかりのある）鈴木さんが参加されたということもありますが、実際にその公園に行きますと、柏原地区がかつて存在したという、その有様がまだ残っているわけですよ。それを自然公園として利用しているわけですが、そこを単に、週に何回か利用するというのではなくて、返還を勝ち取るということが、私たちとしては重要なことだと思いますので、柏原地区という表記を、括弧付きでも結構ですが、表現として入れた方がいいのではないかと私は思います。

会 長： ありがとうございます。他にご意見はありますか。はい、斎藤(直)さん。

斎藤(直)委員： たびたびすみません。また質問なのですが、グラウンドを利用しているのは、池子家族住宅に住んでいらっしゃる方たちだけなのですか。それとも、横須賀基地にも住居があると思いますが、横須賀基地全体で利用されているのでしょうか。利用頻度といいますか、なかなか市民に回ってこないというのは、どういう方たちが利用されているのか。もしお話を聞いていらっしゃれば教えてください。

会 長： はい、事務局。

事務局： そうですね。はっきりとこの方たちと言うのは難しいですが、ユーススポーツですから、おそらく中学生とかそういった学生の方が、平日の夕方は多く使っているものと思っています。

斎藤(直)委員： ということは、基本的には池子住宅地区に住んでいらっしゃる方たちが利用しているという形ですか。

事務局： 中学校自体が横須賀にあり、ユーススポーツのメンバーはたぶん横須賀にいますので、横須賀の子もいるのかもしれませんが、ちょっとすみません。把握ができていないです。

斎藤(直)委員： ありがとうございます。

会 長： 他にご意見はありませんか。

それでは、議題1「令和6年度国への要請活動について」お諮りいたします。要請書につきましては、本日皆様からいただいたご意見等を踏まえ作成いたします。文案のとりまとめは、私と事務局にご一任いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

会 長： ご異議ないようですので、そのように進めさせていただきます。

次に、事務局から要請活動の今後のスケジュールについて説明してください。

事務局： 要請活動につきましては、横浜市にあります南関東防衛局に行き、本日ご審議いただきました要請書を手渡します。要請活動の日程については、来月2月中旬から下旬に実施する方向で、現在南関東防衛局と調整中です。当日の動きとしましては、市役所から午前9時頃マイクロバスで出発し、南関東防衛局にて要請活動を行い、正午前には市役所に戻る予定です。日程等の詳細が決まりましたら、出欠の確認を含め、ご連絡させていただきます。

会 長： 詳細が決まりましたら改めてお知らせするとのことですが、現時点で何かご質問等ございますか。よろしいでしょうか。それでは、議題1についてはこれで終了いたします。

次に、議題2「令和7年度研修会案について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局： 令和7年度研修会案についてご説明いたします。資料②令和7年度研修会開催計画（案）をご覧ください。前回の第2回役員会において、皆様から令和7年度の研修会を、市民向けの講演会にしたらどうかのご提案をいただいたことを受けまして、事務局にて案を作成しました。

1 テーマとして、仮ですが「池子の森を知ろう」といたしました。2ねらいとして、逗葉地域医療センター・逗子市保健センターへの進入路が46年ぶりに市に返還されたこの機会に、池子の森の歴史と自然について、より多くの市民、特に若い世代に関心を持ってもらいたい。そして、住宅地区や海軍補助施設のある市の今後を共に考えてもらう機運を醸成することとしました。3開催日時として、令和7年11月中の土曜日を想定しております。4場所として、(1)逗子市保健センター3階の大会議室、または逗子アリーナ会議室、(2)池子の森自然公園 緑地エリアを考えております。5実施主体は、逗子市池子接収地返還促進市民協議会。6内容として、(1)池子の歴史についての講演会。こちらは、大人を対象とし、場所は4で申し上げましたとおり、市の保健センターの会議室での開催を想定しました。(2)池子の森自然公園内でのウォークラリー(歴史や自然に関する問題を解きながら)、こちらはご家族連れなど、お子さんを含んだ若い世代の参加をイメージしており、池子の森自然公園に足を運んでもらうこと、ウォークラリー等を通じて、歴史や自然を知ってもらうことをねらいとしております。7予算は、講師謝礼、会場費としておりますが、会場費は保健センターの場合は不要となります。また、こちらには記載しておりませんが、このほか、ウォークラリーに係る用紙代や参加賞等の費用が想定されます。8対象は逗子市民。9周知方法としては、(1)市役所1階ロビーでのパネル展示、(2)広報ずし、ホームページ

ジ、LINE、(3)市内広報板、(4)市役所1階ロビーのラックへのちらしの配架を考えております。以上ですが、皆様にご意見をいただければと思います。

会 長： それでは、令和7年度研修会案に対するご意見等がありましたら、お願いいたします。はい、宮川委員。

宮川委員： まず、今はDXの時代ですから、やはり配信という手段も考えてもいいのではないかと思います。LINEやホームページを使つての広報ということであれば、若い人たちのチャンネルとしては、配信はなかなか有効かなと思うので、ご検討いただければと思います。もう一つ、内容の(1)のところですが、基本は自然についての講演ということで、これだけでは幅が広いので、どの程度までやるのかということ、ここに書く必要はないですけど、いろんな意見があると思いますので、ご検討いただきたい。例えば、先ほどの要請のところを聞いていても、長い歴史があつて、接收される前の生活があり、接收された後の生活もあり、いろんな交渉ややり取りがあつて現在に至っている。それを皆さんで、どうにか返還してもらえるように動いていると思いますが、あまりに幅広いとなんだかよく分からない。かといって一部だけ取り上げると、背景も全然知らずに、若い人たちに間違つたイメージを抱かれても困る。大切な歴史、大切な自然。そして私たちの生活。これから進めていくに当たって、いろんなテーマがあると思うので、ぜひこの講演の講師の方には、私たち市民によく分かるように、かつ勉強になるような感じでまとめていただきたいなど。これはお願いというか、私の意見ですので、ご検討よろしくをお願いいたします。

会 長： ありがとうございます。他にご意見はございますか。はい、岸原さん。

岸原委員： 特に若い方も、研修を受けたいという需要は多いと思います。その一方で、池子に全く足を運んでいない方が参加されるとなると、池子の歴史についての理解、そういう方たちの理解を深めるような講演の内容にしてほしいということが一つあります。もう一つは、継続的に研修が行われること。毎年テーマを変えてやるとか、そういった計画があると、池子に対する市民の関心は高まるのではないかなと思いますので、よろしくをお願いします。

会 長： ありがとうございます。他にご意見はありませんか。菊池さん、どうぞ。

菊池委員： 前回、石井(達)さんがご発議をされて、事務局で少しまとめていただきましたけれども、先ほどもネット配信のご意見がありました。また、この市民協は、スポーツ、教育、各地域、経済団体、老若男女を問わず、逗子市民のいろいろなジャンルに亘る団体さんが入っているので、この団体を通じてターゲットを絞る。子どもと若い人にターゲットを絞ることもありかと思うけれど、市民協の特性をうまく利用して、幅広く呼びかけをすることは大事かなと思います。また、前回もちらつと申しあげましたけれど、今回は返還に伴う少し大きなタイミングということなので、もしよろしけれ

ば、役員会の一部で部会といいますか、小委員会といいますか、そういうものを立ち上げて、ぜひ石井(達)さんにも入っていただき、皆さんの意見を集約して、より良い案でもう少しブラッシュアップして、再度ここに諮って、秋に向けて進めていくというのはいかがでしょうか。

会 長： ご意見ありがとうございます。斎藤(直)さん、どうぞ。

斎藤(直)委員： 市民協として、毎年、中学一年生に池子の森を知ってもらうための冊子を配っているのですが、具体的にどうするかというのは分かりませんが、やっぱり中学生にも周知するような形のことも加えていただけるとありがたいと思います。

会 長： はい、ご意見ありがとうございます。他にご意見はありますか。

今、菊池さんから、この場で決めていくのはなかなか難しいので、有志になると思いますが、部会的なものの中で、事務局と私も含めて作っていくという形で、ブラッシュアップしていくというご意見がありましたけれど、私もそういう形がよろしいのではないかと思います。名前は部会になるか分かりませんが、事務局と私と部会で作っていくという形の方向性でよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

ではそのような形で。石井さん、どうぞ。

石井(達)委員： 今名前が出たのですが、前回ご提案申し上げたのは、基地をめぐる環境がかなり変わってきているということです。当時、反対運動をやっていた人たちは、もう70代、80代です。だから、そういうところを、もう一度みんなで考えようというスタンスであってほしいなと思います。ただそうすると、この研修会のイメージと随分違う。予算的な問題もあるかもしれないし、そのところがどうかなど。もちろん、その検討するグループに入るのはやぶさかではありません。

会 長： それでは今お話ししたような形で、内容については、私と事務局等とで詰めてまいりますので、ご一任いただけますでしょうか。

(異議なしの声)

会 長： それでは次に、議題3その他につきまして、事務局から何かございますか。

事務局： 特にはございませんが、今の部会についても、こちらの方で少し整理をして、投げかけをさせていただければと思います。

それともう一点、要請活動の日程も、そう遠くないうちに決定されると思いますので、そうしましたらすぐに周知をさせていただいて、ご参加を募りたいと思います。事務局からは以上です。

会 長： それでは、以上で議題については終わりましたが、皆様から何か他にございますか。長沢さん、お願いします。

長沢委員： まず、行政との関係ですが、南関東防衛局へ行くときの要請文は、その他の省庁へも送っていますので、どこへ送るかという確認を事務局からしていただきたいのが一点。それと、研修会については、私はこの案でいいと思います。かねてから、地位協定、地位協定としつこくと言っていて申し訳ないのですが、昨日の神奈川新聞の一

面にも出ていました。共同通信が、知事、各都道府県に対して、地位協定の見直しについてアンケートを取ったところ、70パーセントが見直しは必要だと言っているわけです。今何が問題なのかということ、我々も最低限は知っていなければいけないのではないかと思います。お金がかかる、かからないという言い方をすれば、今、渉外知事会の会長が黒岩知事なのですね。ということは、事務局もそこにあるだろうから、県の職員が説明できるのではないのかなと。そうすると、そんなにお金はかからないのではないか。考え方の問題ですが、お金がかからないようにするならば、そういったところで、今何が問題なのかという程度は話をしてもらえて、我々もそれなりに地位協定についてのベースを認識することも必要なのではないか。今年でなくてもいいですが、できる限り早い方がいいかなと思います。まずは要望としてお願いいたします。

会 長： はい、ありがとうございます。他によろしいでしょうか。特になければ、本会議はこれをもって終了いたします。お疲れ様でした。

閉 会

—以 上—